

「富山市立地適正化計画」に基づく事前届出制度

本市では、人口減少や高齢化社会においても、子育て世代や高齢者にとって、安心して快適な生活環境を実現し、財政面を含め持続可能な都市経営を行うため、居住や都市機能のあり方を示した「富山市立地適正化計画」を策定しました。この計画に基づき、居住を誘導するエリア^{*1}や地域に必要な都市機能を誘導するエリア^{*2}の外で行われる一定規模以上の開発行為等（裏面参照）について、これらの工事に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。


※1 居住を誘導するエリア：居住誘導区域

※2 都市機能を誘導するエリア：都市機能誘導区域

各区域の範囲と誘導施設

凡例

 都市マスタープランにおける地域生活圏


 居住誘導区域

 都市機能誘導区域(都心地区)

誘導施設
 ① 図書館 ② 美術館
 ③ 専門学校
 ④ 博物館
 ⑤ 地域医療支援センター

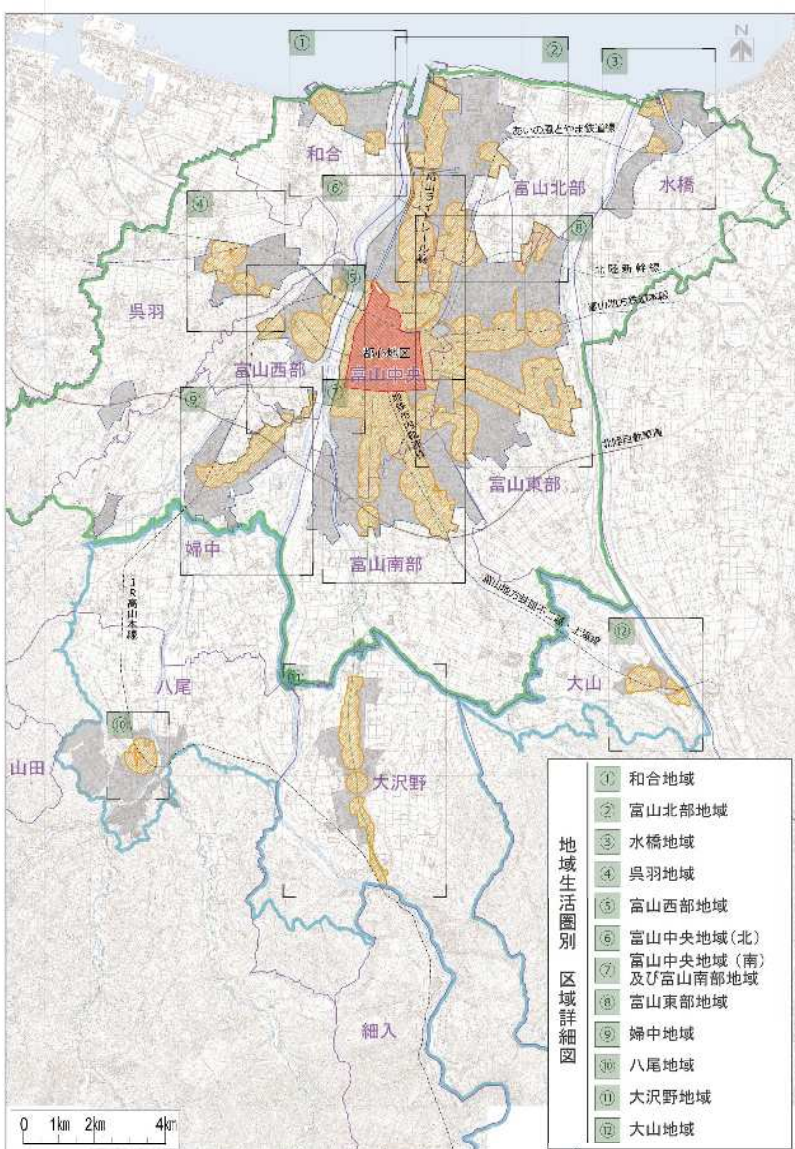
 市街化区域指定範囲

 用途地域指定範囲

 富山高岡広域都市計画区域

 富山南都市計画区域

地域生活圏別の区域詳細図につきましては、富山市 HP「立地適正化計画に基づく事前届出」ページにおいて閲覧することができます。



届出が必要な行為について

○居住誘導区域外における事前届出

届出の対象となる行為	開発行為の場合	建築行為の場合
	<ul style="list-style-type: none">・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの	<ul style="list-style-type: none">・3戸以上の住宅を新築しようとする場合・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
届出書類	<ul style="list-style-type: none">・届出書（様式第1）・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）・設計図（縮尺100分の1以上）・その他参考となる事項を記載した図書	<ul style="list-style-type: none">・届出書（様式第2）・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）・その他参考となる事項を記載した図書
必要部数	正本1部のみ提出	
届出期限	工事に着手する30日前まで	
届出先	活力都市創造部 都市計画課（市役所東館6階）	

※上記届出内容を変更する場合も、変更に係る工事に着手する日の30日前までに届出が必要です。（様式第3）

○都市機能誘導区域外における事前届出

- ・富山市立地適正化計画に位置付けられている誘導施設（図書館、美術館、専門学校、博物館、地域医療支援センター）を有する建築物の建築目的の開発行為等を都市機能誘導区域（都心地区）の外で行なおうとする場合には、工事着手の30日前までに届出が必要です。届出に関する詳細につきましては、都市計画課までお問い合わせください。

届出に関するQ&A

Q1	長屋や店舗兼用住宅なども届出手続き上の「住宅」に該当しますか？
A1	建築基準法において「住宅」に該当する部分を一部でも含むと判断されるものは、本手続き上の「住宅」として取り扱います。
Q2	戸建て住宅の場合で、届出対象となるのはどのような場合ですか？
A2	同じ建築主が、同一時期に、隣接しあう土地に3戸以上の住宅（建売住宅等）を建築する場合には届出が必要になる場合があります。届出の必要性の有無について、事前に都市計画課までお問合せください。
Q3	敷地が届出対象区域内外にわたる場合に、届出は必要ですか？
A3	一体的に利用される敷地について、一部でも区域内にかかっている場合には、届出は不要です。
Q4	届出後に何か書類の通知はありますか？
A4	基本的には、正本一部の届出受理をもって手続きは完了です。ただし、必要がある場合のみ、届出者に対し勧告を行うことがあります。
Q5	届出に関する罰則はありますか？
A5	届出をしないで又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法第130条に基づき罰金に処せられる場合があります。

【お問い合わせ先】

富山市活力都市創造部 都市計画課 都市計画係（市役所東館6階）
住所：富山市新桜町7番38号 電話：076-443-2105